

季刊

労働おきなわ

2018 Spring

No.141



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

☎0120-610-223

労働おきなわ

2018 Spring No.141

目次

◆ RELAY ESSAY

一般社団法人沖縄産業開発青年協会理事長 吉川 浩正 …… 1

◆ NEWS

・平成30年度前期技能検定受検案内 …… 2

・『平成30年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 …… 3
参加希望選手募集

・平成29年労働組合基礎調査結果の概要 …… 4

・沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介 …… 8

◆ INFORMATION

・無期転換ルール緊急相談ダイヤルのご案内 …… 10

・サブロク協定をご存じですか～中小企業・小規模事業者の皆様へ …… 11

・“ユースエール認定企業”を知っていますか? …… 13

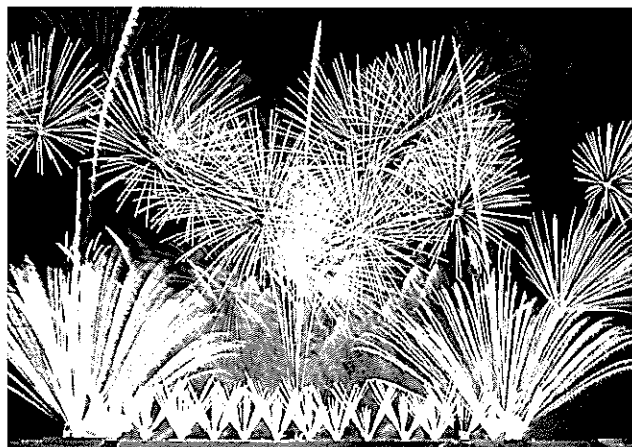
・「女性の活躍推進企業データベース」スマートフォン版のご案内 …… 15

・年次有給休暇取得促進広報 …… 16

◆ 労働委員会だより …… 18

◆ 労働相談 …… 19

◆ 労働経済指標 …… 20



表紙の写真
◀ 琉球海炎祭

琉球海炎祭は、毎年4月に沖縄県宜野湾市の宜野湾海浜公園で開催される、花火大会である。「日本で一番早い夏」をうたい、日本で一番早い沖縄の海開きシーズンに合わせて開催される。

2004年4月に第一回が開催され、この年は日本航空の東京沖縄線就航50周年にあたり、同社の協賛を得て開催された。以降毎年開催されている。



— 修了式をひかえて —

一般社団法人沖縄産業開発青年協会理事長
吉川 浩 正

桜の花が新緑の若葉に変わる頃、山原は東村で、開発青年隊は修了式を迎える。

鳥のさえずりが心地よく響く理事長室で、修了式当日の贈る言葉を書いていると、最初に気になるのは、やはり「隊員の中に修了できない者がいるのか？」どうかということである。少し緊張した面持ちで事務局長に尋ねると「今回の第 151 期生全員修了見込です。」と自信に満ちた答えが返ってきた。それが嬉しくて、私はつい頬を緩ませながら「大変御苦労さま。」と自然に頭を下げた。

修了式当日の情景に想いをめぐらすと、筒に納められた修了証書と 11 種の資格免許を手にした我が子を見て、多くの御両親はそのたくましい成長をたたえ、中には感激のあまり、つい涙してしまう。例年目にする光景だが、開発青年隊の職員にとってもそれは、忘れられない一枚の写真のようなものである。これを何年も繰り返すうちに、やがて思い出が詰まった大切なアルバムになるに違いない。

開発青年隊は、各種の技能訓練を通して青少年の健全育成を図り、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的として昭和 30 年に設立され、これまでに約 8500 名の修了生を社会に送り出し、現在就職率は 100%となっている。特に昨年は、更生保護事業の功績が認められ、天皇陛下御下賜金拝受の榮に浴することができた。

しかし、今振り返って考えると、この実績と栄誉は、現在の当協会に与えられた勲章と素直に受止めるわけにはいかない。むしろ先人達が代々隊員の成長を生きがいと、日々訓練の改善に励み、創意工夫を積み重ねてきた 63 年の歴史の遺産なのだと思います。

そんな思いにふけながら、ふと気がつく、私のペンの動きは完全に止まっていた。

まわりを見回すと、教官たちは、一人も残さず全隊員に資格免許を取得してもらうため、すでに合格した多数の隊員も現場に交えて、一部隊員の最後の

科目別補習訓練を実施しているところであり、前述したとおり今回も全員修了見込みであるとのこと。

事務局職員はというと、例年同様作成した会場のレイアウトと会次第をながめながらも、やはり父兄の皆様と来賓の方々が何よりも喜ぶ、式典当日の修了生のきびきびとした行動を引き出すため、リハーサルの準備に余念がない。

一息入れて落ち着いたところで、私の考えは決まった。まわりを見習って、何よりも式典当日に修了生と父兄の皆様が喜ぶ言葉を選んでいくことにした。

そして最初は、式典らしい表現で「諸君は、ここ開発青年隊に来た時から、勇敢なチャレンジャーであり、長くて厳しい生活、訓練に耐え、それを乗り越えた今、自分との戦いに勝った誇り高い勝者である。家族の皆様も、彼らの勝利を讃えて下さい。これからは、青年隊の目標とスケジュールではなく、自らの達成可能な目標とスケジュールで小さな成功いわゆるスモールサクセスを積み重ねて、もっと偉大な勝者になって下さい。」と褒めたたえることにした。

そして、最後はいつものように「諸君のまわりに、今の自分を変えたい。もっと力をつけたい。と考える若者がいたら、彼らに伝えて頂きたい。開発青年隊は未来にチャレンジするあなたを歓迎します。」と、隊員募集への協力を、遠慮なくお願いすることにした。

やっとの思いで贈る言葉を書き終わり、帰り仕度を急いでいると、訓練を終えて夕食に向かう隊員たちの笑い声が聞こえてきた。

試験

平成 30 年度前期 技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 30 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付		平成 30 年 4 月 4 日(水)から 4 月 17 日(火)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表	平成 30 年 5 月 29 日(火)
	実施	平成 30 年 6 月 5 日(火)から 8 月 12 日(日)まで ★ 平成 30 年 6 月 5 日(火)から 9 月 9 日(日)まで
学科試験		平成 30 年 7 月 15 日(日) ★ 8 月 19 日(日)、8 月 26 日(日)、8 月 29 日(水)、9 月 2 日(日)
合格発表		平成 30 年 8 月 31 日(金) ★ 平成 30 年 9 月 28 日(金)

★3 級職種が対象

[実施職種]

○ 1・2 級(28 職種 40 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	左官	左官作業
造園	造園工事作業	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
機械加工	普通旋盤作業	タイル張り	タイル張り作業
	数値制御旋盤作業	畳製作	畳製作作業
	フライス盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	マシニングセンタ作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
鉄工	構造物鉄工作業		シーリング防水工事作業
建築板金	内外装板金作業	内装仕上げ施工	FRP防水工事作業
	ダクト板金作業		プラスチック系床仕上げ工事作業
工場板金	打出し板金作業		鋼製下地工事作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		ボード仕上げ工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	表装	壁装作業
家具製作	家具手加工作業	塗装	木工塗装作業
建具製作	木製建具手加工作業		建築塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		金属塗装作業
石材施工	石張り作業	広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
	石積み作業	写真	肖像写真デジタル作業
とび	とび作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

○ 単一等級(3 職種 3 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ-工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

○ 3級(10職種 13作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業
造園	造園工事作業	建築大工	大工工事作業
機械加工	普通旋盤作業	とび	とび作業
	数値制御旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	塗装	金属塗装作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
機械検査	機械検査作業		



『平成30年度前期技能五輪沖縄県予選大会』 参加希望選手募集！

受付期間:平成30年4月4日(水)～4月17日(火)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う第56回技能五輪全国大会(平成30年11月2日～5日:沖縄県)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。地元沖縄で開催される全国大会に向け、多くの皆様の挑戦をお待ちしています。

1 競技職種(対応する技能検定作業名)

旋盤(普通旋盤作業)	洋裁(婦人子供注文服製作作業)
フライス盤(フライス盤作業)	家具(家具手加工作業)
構造物鉄工(構造物鉄工作業)	建具(木製建具手加工作業)
自動車板金(打出し板金作業)	とび(とび作業)
曲げ板金(曲げ板金作業)	左官(左官作業)
電子機器組立て(電子機器組立て作業)	タイル張り(タイル張り作業)
工場電気設備(配電盤・制御盤組立て作業)	フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 日程

課題公表 平成30年5月29日(火)
実施日 平成30年6月5日(火)～9月9日(日)
(※期間中、競技ごとに定められた日)

3 参加資格 平成7年1月1日以降に生まれた者(23歳以下)
(※学歴、実務経験年数の制限なし)

4 選抜の方法 当該職種に係る技能検定2級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料 下記あてにお問い合わせください。

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
(TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>



第55回技能五輪全国大会(栃木)
＜構造物鉄工＞

平成29年 労働組合基礎調査結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

平成29年6月30日現在における沖縄県の労働組合数は489組合、労働組合員数は56,961人で、前年に比べ、労働組合数は11組合の減(△2.2%)、労働組合員数は194人の減(△0.3%)となった。

また、推定組織率は、9.3%となり、前年の9.8%から0.5ポイントの低下となった。

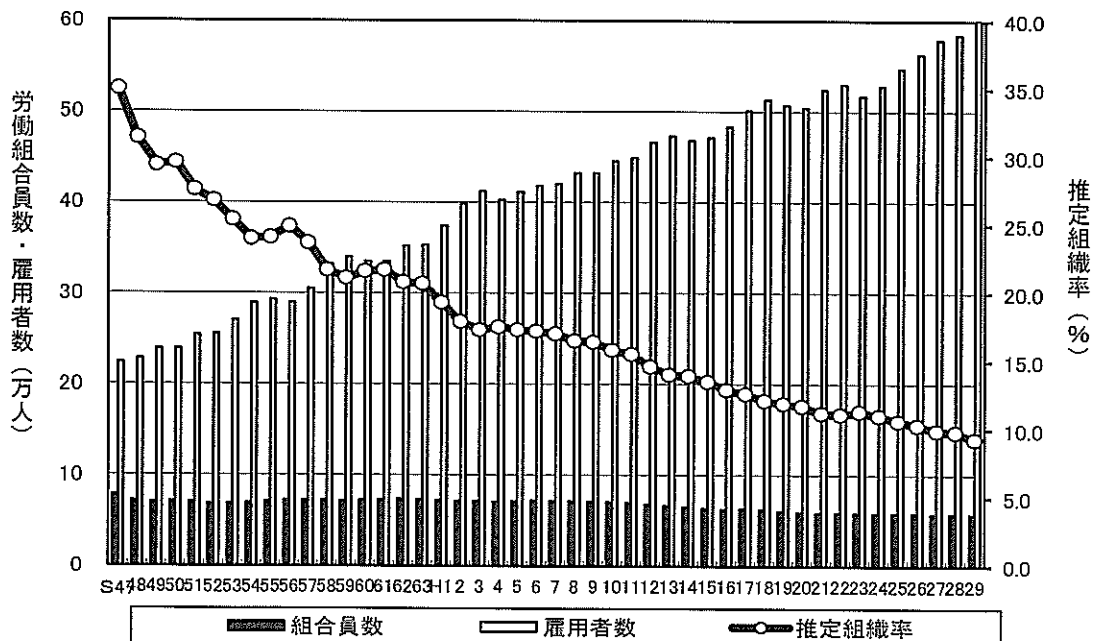
(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率(%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
					組合数	組合員数	組合数	組合員数
24	500	58,271	528,000	11.0	△6	△215	△1.2	△0.4
25	499	58,149	547,000	10.6	△1	△122	△0.2	△0.2
26	497	58,034	563,000	10.3	△2	△115	△0.4	△0.2
27	497	57,069	579,000	9.9	0	△965	0.0	△1.7
28	500	57,155	585,000	9.8	3	86	0.6	0.2
29	489	56,961	610,000	9.3	△11	△194	△2.2	△0.3

(注) 「雇用者数」は、「労働力調査」の各年6月分の数値である。

第1図 労働組合員数及び推定組織率の推移



2 産業別の状況

労働組合員数を産業別にみると、「公務」が最も多く、10,781人(全体の18.9%)、次いで、「卸売業, 小売業」が6,395人(同11.2%)、「医療, 福祉」が5,836人(同10.2%)、「教育, 学習支援業」が5,824人(同10.2%)、「サービス業 (ほかに分類されないもの)」が5,770人(同10.1%)、「金融業, 保険業」が5,531人(同9.7%)の順となっている。

労働組合員数の減少が大きかった産業は「公務」が395人、「情報通信業」が115人となっている。増加が大きかった産業は、「卸売業, 小売業」が134人、「医療, 福祉」が113人であった。(第2表)

第2表 産業別組合数、労働組合員数

産 業	労働 組合数	労働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全 産 業	489	56,961	100.0	100.0	△ 11	△ 194	△ 2.2	△ 0.3
農業, 林業, 漁業	2	25	0.4	-	0	0	0.0	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0.0	0.0	0	0	-	-
建設業	15	1,620	3.1	2.8	△ 1	45	△ 6.3	2.9
製造業	39	1,449	8.0	2.5	△ 1	△ 69	△ 2.5	△ 4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	27	2,073	5.5	3.6	0	△ 34	0.0	△ 1.6
情報通信業	21	1,954	4.3	3.4	0	△ 115	0.0	△ 5.6
運輸業, 郵便業	69	3,944	14.1	6.9	△ 1	35	△ 1.4	0.9
卸売業, 小売業	36	6,395	7.4	11.2	1	134	2.9	2.1
金融業, 保険業	39	5,531	8.0	9.7	△ 2	82	△ 4.9	1.5
不動産業, 物品賃貸業	7	283	1.4	0.5	2	54	40.0	23.6
学術研究, 専門・技術サービス業	12	410	2.5	0.7	0	△ 1	0.0	△ 0.2
宿泊業, 飲食サービス業	13	919	2.7	1.6	0	△ 32	0.0	△ 3.4
生活関連サービス業, 娯楽業	3	164	0.6	0.3	0	△ 5	0.0	△ 3.0
教育, 学習支援業	27	5,824	5.5	10.2	0	91	0.0	1.6
医療, 福祉	38	5,836	7.8	10.2	0	113	0.0	2.0
複合サービス事業	42	3,879	8.6	6.8	0	11	0.0	0.3
サービス業 (他に分類されないもの)	11	5,770	2.2	10.1	0	△ 88	0.0	△ 1.5
公務 (他に分類されるものを除く)	86	10,781	17.6	18.9	△ 9	△ 395	△ 9.5	△ 3.5
分類不能の産業	2	104	0.4	0.2	0	△ 20	0.0	△ 16.1

(注) 1. 「分類不能の産業」は、複数の産業の労働者で組織されている労働組合である。

2. 「-」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない数値、又は算出できない数値である。

3 企業規模別（民营企业）の状況

民营企业の労働組合員数は、31,850人で、前年に比べ140人増加（0.4%）した。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が17,332人（全体の54.4%）、次いで、100～299人規模が5,998人（同18.8%）、300～999人規模が4,195人（同13.2%）、30～99人規模が2,556人（同8.0%）となっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民营企业）組合数、組合員数

企業規模	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	375	31,850	100.0	100.0	△ 2	140	△ 0.5	0.4
1,000人以上	108	17,332	28.8	54.4	1	655	0.9	3.9
300人～999人	39	4,195	10.4	13.2	△ 1	△ 341	△ 2.5	△ 7.5
100人～299人	88	5,998	23.5	18.8	1	△ 228	1.1	△ 3.7
30人～99人	80	2,556	21.3	8.0	0	38	0.0	1.5
29人以下	52	580	13.9	1.8	△ 1	△ 10	△ 1.9	△ 1.7
その他	8	1,189	2.1	3.7	△ 2	26	△ 20.0	2.2

（注）「その他」は、複数の企業の労働者で組織されている労働組合である。

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数をみると、「労組法（労働組合法）」が37,685人（全体の66.2%）、次いで、「地公法（地方公務員法）」14,189人（同24.9%）、「地公労法（地方公営企業等の労働関係に関する法律）」3,118人（同5.5%）の順となっている。

前年に比べ、増加幅が大きかったのは「地公労法」の102人、次いで、「労組法」43人。

逆に、減少幅が大きかったのは、「地公法（地方公務員法）」292人、次いで、「国公労法」47人となっている。（第4表）

第4表 適用法規別組合数、組合員数

適用法規	労働組合数	労働組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	489	56,961	100.0	100.0	△ 11	△ 194	△ 2.2	△ 0.3
労組法	381	37,685	77.9	66.2	△ 3	43	△ 0.8	0.1
行労法	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
地公労法	10	3,118	2.0	5.5	0	102	0.0	3.4
国公労	38	1,969	7.8	3.5	0	△ 47	0.0	△ 2.3
地公法	60	14,189	12.3	24.9	△ 8	△ 292	△ 11.8	△ 2.0

注1) 「労組法」は「労働組合法」、「国公労」は「国家公務員法」、「地公法」は「地方公務員法」の略称である。

注2) 「行労法」は「行政執行法人の労働関係に関する法律」の略称で、従来の「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」が平成26年6月13日に改正されたものである。また、「地公労法」は「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略称である。

5 上部団体別の状況

上部団体別に労働組合員数をみると、「日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）」は、40,225人で、昨年より350人増加（0.9%）し、労働組合員数全体に占める割合（構成比）は70.6%で、前年に比べ0.8ポイント増加した。

「沖縄県労働組合総連合（県労連）」は、4,124人で、64人減少（△1.5%）し、構成比は7.2%で、前年に比べ0.1ポイント減少した。

連合沖縄、県労連のいずれにも加盟していない「その他」は、12,612人で、480人の減少（△3.7%）、構成比は22.1%で、前年より0.8ポイント低下した。（第5表）

第5表 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

産 業	労働 組合数	労働 組合員数	構成比(%)		対前年増減数		対前年増減率(%)	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
計	489	56,961	100.0	100.0	△ 11	△ 194	△ 2.2	△ 0.3
連合沖縄	320	40,225	65.4	70.6	△ 9	350	△ 2.7	0.9
県労連	42	4,124	8.6	7.2	△ 1	△ 64	△ 2.3	△ 1.5
その他	127	12,612	26.0	22.1	△ 1	△ 480	△ 0.8	△ 3.7

6 パートタイム労働者の状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況をみると、加入労働組合数は59組合、パートタイム労働組合員数は4,915人で、前年に比べ13組合減少（△18.1%）し、パートタイム労働組合員数は174人減少（△3.4%）となっている。

労働組合員数全体に占めるパートタイム労働組合員数の割合（構成比）は8.6%で、前年に比べ0.3ポイント低下し、また、推定組織率は3.4%で、前年より0.3ポイント低下した。（第6表）

第6表 パートタイム労働者の労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

年	労働 組合数	労働 組合員数	構成比 (%)	短時間 雇用者数	推定 組織率 (%)	対前年増減数		対前年増減率(%)	
						組合数	組合員数	組合数	組合員数
22	44	4,363	7.4	96,000	4.5	3	△ 338	7.3	△ 7.2
23	73	5,007	8.6	104,000	4.8	29	644	65.9	14.8
24	75	5,455	9.4	109,000	5.0	2	448	2.7	8.9
25	73	5,183	8.9	120,000	4.3	△ 2	△ 272	△ 2.7	△ 5.0
26	85	5,350	9.2	138,000	3.9	12	167	16.4	3.2
27	87	5,169	9.1	137,000	3.8	2	△ 181	2.4	△ 3.4
28	72	5,089	8.9	139,000	3.7	△ 15	△ 80	△ 17.2	△ 1.5
29	59	4,915	8.6	146,000	3.4	△ 13	△ 174	△ 18.1	△ 3.4

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。今回、新たに3社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第68号 株式会社システム・ビット沖縄支社

【代表者】取締役沖縄支社長 喜屋武 義人

【業 種】ソフトウェア開発業

【所在地】沖縄県那覇市牧志2-16-8 BITPLAZA

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率が100%、男性社員の育児休業取得率10%以上
- ・小学校に入学するまでの子を養育する社員の短時間勤務制度
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・年次有給休暇の半日単位での取得が可能
- ・就業時間の30分前早期退社制度
- ・正社員への転換制度
- ・資格手当制度

【企業PR】

沖縄県内の介護・医療事業者様向けに、ニーズに応じた最適のシステムをご提案いたします。

導入実績のある200ヶ所以上のお客様から、開設時のシステム提案や導入後の手厚いサポートに対し、高評価をいただいております。

また、高スキルの技術者を配置し開発拠点としての機能も拡充しています。

システム・ビットは沖縄社会発展のために今後も貢献してまいります。

認証第69号 沖縄ガス株式会社

【代表者】代表取締役社長 我那覇 力蔵

【業 種】エネルギー供給業

【所在地】沖縄県那覇市西3-13-2

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率が100%
- ・年次有給休暇の取得促進のための協定(計画的年次有給休暇付与)
- ・年次有給休暇の時間単位での取得が可能
- ・法定年休とは別に有給の病気休暇制度
- ・法的に時効消滅する未消化年休を確保できる保存休暇制度
- ・週1回ノー残業デーを指定

【企業PR】

戦後荒廃の中、燃料として伐採された木々がやんばるの森を荒らし赤土が海へと流れ出ていたのを憂い、創業者湧川善三郎は大自然を守るために都市ガス事業を手掛けた。大自然を守り、家々の軒先に積まれた薪を無くし文化的な那覇市を目指した結果、今日の沖縄ガスがある。人にやさしい、都市にやさしい都市ガス。沖縄ガスは、お客さまが期待するエネルギーとサービスを提供し続けます。

認証第70号 沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社

【代表者】代表取締役 新谷 尚文

【業 種】ソフトウェア開発業

【所在地】沖縄県那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル

【取組内容】

- ・女性社員の育児休業取得率が100%、男性社員の育児休業取得実績あり
- ・短時間勤務制度の対象を小学校修了時まで延長
- ・年次有給休暇の半日単位での取得が可能
- ・ノー残業デーの設定
- ・年休推奨日の設定
- ・リフレッシュ休暇
- ・配偶者出産休暇
- ・不妊治療休暇
- ・リターンエントリー制度

【企業PR】

1999年、日立グループにおける沖縄県で初のIT会社として誕生。

日立グループの高度な技術力を背景にソリューションビジネス・サポートビジネスを展開しております。

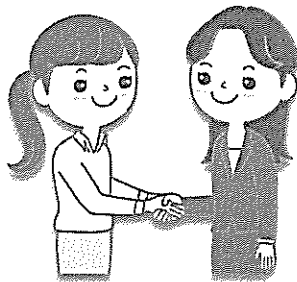


平成29年12月21日 認証書交付式

詳しくは、県のホームページをご確認ください。

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html

無期転換ルール 緊急相談ダイヤル



円満に無期になろう

0570-069276

受付時間 (月～金 8:30～17:15)


※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

- ・ 固定電話からの通話料は10.8円/90秒 (20 kmまで、距離によって変わります)
- ・ 携帯電話からの通話料は10.8円/20秒となります。
- ・ 050番号帯 I P 電話等からはご利用いただけません。
- ・ 裏面の『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接ご相談いただけます。

無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。

たとえば…

- ・ すでに5年を超えて働いているけど、申込みはいつできるのでしょうか？
- ・ いつの労働契約から、通算5年をカウントするのかを教えてください。
- ・ 通算5年を超えたら自動的に無期転換されるの？
- ・ 申込みは口頭でも大丈夫でしょうか？
- ・ 申込みをしたら、いつから無期転換されるのでしょうか？
- ・ 次の契約から無期契約を申し込もうと思ってたけど、会社に契約更新しないと言われました。

 厚生労働省 都道府県労働局

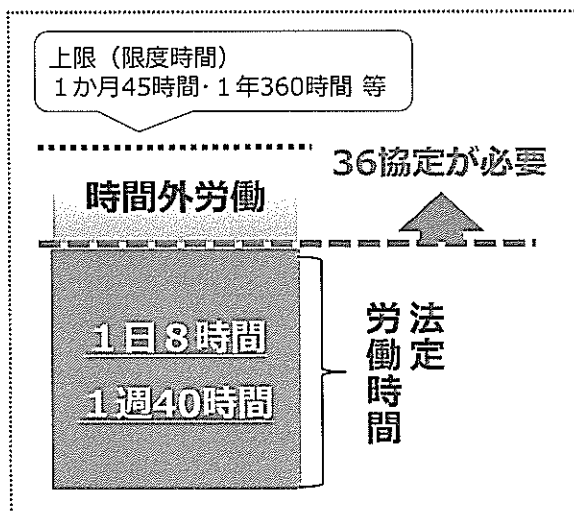
中小企業主・小規模事業者の皆さまへ

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
 - ・労働基準監督署への届出
 が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。



- （※）具体的には、
- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
 - ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。
（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

相談窓口等について

お気軽にご相談ください。

下記の窓口では、長時間残業の見直しなど、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の方に、具体的な方法のアドバイス等を行っています。

例えば、

「労働時間等に関する現行の制度内容が分からない」

⇒ 現行制度の内容等を説明 (①)

「人材の確保など、事業運営の支障を抱えている」

⇒ 人材が定着しやすい職場環境づくりのアドバイスや助成措置を紹介 (②)

⇒ 事業運営や経営上の課題について相談・アドバイス (③)

- ① **労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先**
▶ 最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署へお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>
- ② **職場環境の改善に関する相談窓口（働き方・休み方改善コンサルタント）**
長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援しています。労務管理等の専門家による電話相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で行っています。
▶ 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>
- ③ **事業運営や経営上の課題に関する相談窓口（よろず支援拠点）**
中小企業・小規模事業者の「働き方改革」に必要な、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題については、『よろず支援拠点』まで御相談ください。
『よろず支援拠点』は、全国47都道府県に設置されており、拠点ごとに、経営改善、会計・財務やITなど、様々な分野の専門家を複数配置し、ワンストップで相談に応じます。また、問題に応じた適切な支援機関の御紹介もいたします。
▶ 各拠点の連絡先はこちら。 <http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の記載例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働 に関する 協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 [満18歳以上の者]	所定労働時間	延長することができる時間			期 間
					1日	1か月(毎月1日)	1年(4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	30時間	250時間	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決算事務	経理	5人	同上	3時間	15時間	150時間	同上
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 [満18歳以上の者]	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期 間
臨時の受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）
平成〇年 3月 15日

使用者
氏名

検査課主任
山田花子

工場長
田中太郎 (印)

就職活動中の35歳未満の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な “ユースエール認定企業”を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

長く働ける！

ワークライフバランスを大切にしてくれる！

子育てしやすい！

若者の育成に熱心！

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。



<認定マーク>

<認定基準の一部>

- 直近三事業年度の、**新卒者などの離職率が20%以下**
- 前事業年度の、**正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下**かつ、**月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ**
- 前事業年度の、**正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上**
または、**年平均取得率*70%以上** ※ 付与日数に占める取得日数の平均 など

* その他詳しい認定基準については裏面を参照してください。

Q 「ユースエール認定企業」を調べるにはどのような方法がありますか？

A 「若者雇用促進総合サイト」があります！

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」は、全国のユースエール認定企業や、若者応援宣言企業*をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。

個別企業ごとに企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や採用情報が閲覧できるほか、就職活動の始め方・進め方等の就職相談窓口の検索も行うことができます。



若者雇用促進総合サイト

検索

※若者応援宣言企業については裏面をご覧ください。



ユースエール認定企業の認定基準

以下の認定基準を全て満たした中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）がユースエール認定企業です。

1★	学卒求人など、若者対象の正社員※1の求人申込みまたは募集を行っていること
2★	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の5つの要件を全て満たしていること ①「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ②直近3事業年度の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下※2 ③前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ④前事業年度の正社員の有給休暇の付与日数に占める取得日数の年平均が70%以上または年平均の取得日数が10日以上※3 ⑤直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上
4★	右の3つの青少年雇用情報について、全て公表していること ①直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ②研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容 ③前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと
7★	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8★	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
9★	暴力団関係事業主でないこと
10★	風俗営業等関係事業主でないこと
11★	雇用関係助成金の不支給措置を受けていないこと
12★	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※2直近3事業年度の採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※3有給休暇に準ずる休暇として、一定の条件を満たす休暇が含まれる場合があります。



ユースエール認定企業以外で若者の採用・育成に積極的な企業はありますか？

A 「若者応援宣言企業」があります！

若者応援宣言企業とは、上記のユースエール認定企業の認定基準のうち、★印の基準を全て満たしている中小企業のことです。

通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を公表しているため、新卒者の採用実績など知りたい情報を知ることができます。また、先輩社員からのメッセージや職場風景などを公表している場合もありますので、応募前に職場の雰囲気などをイメージしやすく、より希望にあった会社に応募することが可能となります。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

「女性の活躍推進企業データベース」が スマートフォン版になりました

～就活生や消費者、投資家にアピールするチャンスです～



厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。平成29年12月から「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になったことにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピール出来るチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。



こちらを
読み取り

データベースを利用するメリット

- ✓ 取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができイメージアップにつながります。
- ✓ 採用活動におけるアピールポイントになり、優秀な人材の採用につながります。

「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

- ✓ データベースを見た女子学生から応募が増え、優秀な人材を採用できた。
- ✓ 掲載したことで取引先から良い評価をもらい、イメージアップにつながった。
- ✓ 学生の女性活躍に対する関心も高くなってきており、採用活動におけるアピールポイントになっている。

掲載項目

求職者が注目する掲載項目
採用者に占める女性の割合
平均勤続年数又は採用10年前後の継続雇用率
育児休業取得率
月平均残業時間
年次有給休暇取得率
女性管理職の割合

その他掲載項目
採用における男女別の競争倍率 又は競争倍率の男女比
労働者に占める女性労働者の割合
係長級にある者に占める女性労働者の割合
役員に占める女性の割合
男女別の職種または雇用形態の転換実績
男女別の再雇用または中途採用の実績
企業認定の有無

女性活躍 データベース

検索

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

※女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況などが優れた事業主であることの「認定」(「えるぼし」認定)を取得する際は、このデータベースでの公表が必要です。



厚生労働省 雇用環境・均等局



まずは、ゴールデンウィークからはじめよう！

チームのサポートがあれば、
仕事も休日も、もっと輝く。

仕事 休もっ化 計画

ワーク・ライフ・バランス

休もっ化
計画1

仕事と生活の調和のために、
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化
計画2

土日・祝日にプラスワン休暇して、
連続休暇にしよう。

休もっ化
計画3

話し合いの機会をつくり、
年次有給休暇を取りやすい会社になろう。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する
取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

5月1日と2日を休むと9連休!!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



[WEBページはこちら]

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日(2日)+1日以上の
休暇を実施しましょう。

2018年3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が7.5ポイント高くなっています(平成27年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年のゴールデンウィークに
導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と
組み合わせて、連続休暇に。

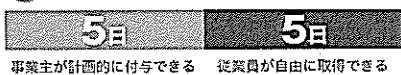
計画的付与の年次有給休暇を土日などと組み合わせて連続休暇に
することができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み
合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年4月+5月のゴールデンウィーク

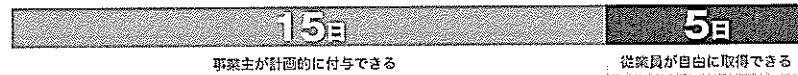
日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員



例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

平成29年取扱事件の概況について

今回は、平成29年に沖縄県労働委員会で取り扱った事件（不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん）の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成29年に取り扱った不当労働行為事件は7件で、うち2件は次年に繰り越しとなっています。審査の実施状況については、次のとおりです。

平成29年12月31日現在

No	事件番号	申立事項	申立年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審査期間の日数
			終結年月日				
1	平成26年(不)第2号	・バックペイ ・謝罪文提示	H26.10.24	全部救済	10回	2回	865日
			H29.3.6				
2	平成27年(不)第2号	・バックペイ ・謝罪文提示	H27.3.23	全部救済	6回	2回	715日
			H29.3.6				
3	平成27年(不)第3号	・原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾	H27.3.27	棄却	6回	1回	993日
			H29.12.13				
4	平成28年(不)第1号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28.1.5	全部救済	5回	1回	451日
			H29.3.30				
5	平成28年(不)第3号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H28.8.15	次年繰越し	8回	—	係属中
			—				
6	平成28年(不)第4号	・団体交渉応諾	H28.10.7	取下	3回	—	183日
			H29.4.7				
7	平成29年(不)第1号	・懲戒処分取消 ・バックペイ ・謝罪文提示	H29.3.22	次年繰越し	4回	—	係属中
			—				

※審査の期間の日数は、申立日(当日含む。)から終結日までの所要日数である。

2 労働争議の調整

平成29年に取り扱った調整（あっせん）事件は4件で、すべて労働者からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越し
前年繰越し	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
2	2	4	2	1	0	0	3	1

(2)調整事項別件数(新規申請分)

団交・協約関係 (組合承認・協約締結、協約効力等)	賃金等 (賃金増額、一時金等)	経営・人事	給与以外の労働条件	その他
1	0	1	0	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成29年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は7件で、すべて労働者からの申請となっています。

(1)取扱件数

係属件数			終結状況					次年繰越し
前年繰越し	新規申請	計	解決	打切	取下	不開始	計	
0	7	7	1	2	1	0	4	3

(2)調整事項別件数(新規申請分)

経営又は人事	賃金等 (賃金増額、一時金等)	労働条件等	職場の人間関係	その他
8	8	0	3	2

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

○● 労働委員会では、労働に関する出前講座も開催しております。お気軽にお問合せください。 ●○

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL:098-866-2551
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

入社前研修に参加したときに賃金の支払いはありますか

相談内容

今年度の新卒採用で、4月1日入社の内定が決まりました。
 内定した会社から入社前の3月20日から内定者研修が始まるので、参加するようにとの通知がありました。交通費は出ますが、賃金については「会社の基準で支払う」となっていますので、いくらになるかはわかりません。研修中でも初任給と同じ賃金が支払われるのでしょうか。
 内定ということで、正式な雇用契約書は交わしていません

相談回答

ポイント

・賃金は、原則「労働した時間に支払われる」ものです。
 入社前研修は、労働契約が締結されてはいませんので、「労働」と認められなければ賃金としての支払い義務はありません。ただし、研修が「労働した」と認められれば、賃金額を支払わなければいけません。研修が「労働」と認められるかどうかポイントです。
 入社前研修は、参加が義務づけられている場合は、賃金として支払わなければいけません。

解説

賃金は「労働した場合」に支払われなければいけません。
 入社前研修については、参加が義務づけられている、強制参加である場合は、賃金を支払う必要が出てきます。
 その場合の賃金額はいくらかということですが、内定者は、正式な雇用契約が締結されていないので初任給が決定していません。初任給の額は、入社した労働者に支払うことを契約上で約束した金額ですので、入社予定者に支払う場合の基準にはなりません。
 入社前の研修の場合は、最低賃金の額以上を支払えば特に法令違反にはなりません。一般的には、参加した時間分の賃金を支払うことが多いです。また、会社によっては、賃金という名目ではなく、「研修手当」「日当」等として支払われることもあります。
 入社前研修に支払われる日当や賃金、食事費の負担などについても研修を受ける前に、確認しておくのがよいでしょう。また、いつ支払われるのか、現金支給か口座振り込みなのかということなど、事前に会社側に確認をしましょう。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H27=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	求職者数	求人数	求人倍率	那覇市	全国			
平成18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	96.0	97.2
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,582	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,133	100.3	99.9
28年12月	33,991	291,799	15,404	122,503	23	3.2	23,779	24,833	1.04	1,588	100.7	100.1
平成29年1月	34,075	288,618	15,201	125,605	24	3.3	24,639	26,722	1.08	1,455	100.0	100.0
2月	33,991	291,164	15,211	121,168	28	3.9	27,068	30,058	1.11	2,274	100.1	99.8
3月	33,955	283,352	15,071	120,132	29	4.1	28,606	31,744	1.11	3,181	100.0	99.9
4月	34,681	293,119	15,091	121,188	27	3.8	28,254	30,363	1.07	3,142	100.3	100.3
5月	34,798	296,846	15,239	118,106	25	3.5	26,868	28,706	1.07	2,317	100.5	100.4
6月	34,818	294,674	15,388	122,583	33	4.5	25,726	28,650	1.11	2,072	100.6	100.2
7月	34,916	285,828	15,452	126,485	28	3.9	24,841	27,753	1.12	1,741	100.6	100.1
8月	34,860	284,497	15,442	130,650	24	3.4	25,213	28,003	1.11	1,805	101.0	100.3
9月	34,883	286,200	15,508	128,850	24	3.4	24,959	27,224	1.09	1,968	101.2	100.5
10月	34,883	286,008	15,508	130,816	27	3.8	25,153	28,449	1.13	1,901	101.3	100.6
11月	34,921	286,294	15,703	132,828	29	4.0	24,530	28,293	1.15	1,743	101.5	100.9
資料 出所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
28年12月	148.0	148.1	134.9	137.9	13.1	10.2	662,980	464,980	290,721	238,262	372,259	226,718
平成29年1月	139.2	146.3	126.9	136.4	12.3	9.9	301,049	238,279	288,063	237,449	12,986	830
2月	146.7	144.9	134.0	134.7	12.7	10.2	293,387	243,360	289,344	235,487	4,043	7,873
3月	150.3	155.2	137.2	144.2	13.1	11.0	313,276	253,087	291,429	242,290	21,847	10,797
4月	153.1	154.2	139.9	142.7	13.2	11.5	307,611	247,685	294,971	243,861	12,640	3,824
5月	144.7	149.9	132.4	139.3	12.3	10.6	302,893	245,205	289,051	239,285	13,842	5,920
6月	154.2	153.2	141.9	143.3	12.3	10.6	530,346	391,144	291,520	240,511	238,826	150,633
7月	150.5	152.1	138.1	141.0	12.4	11.1	425,791	289,535	291,266	242,338	134,525	47,197
8月	144.5	151.9	132.5	141.9	12.0	10.0	300,968	259,103	289,345	243,495	11,623	15,808
9月	148.4	148.7	135.9	137.9	12.5	10.8	299,152	244,200	291,098	240,777	8,054	3,423
10月	149.7	150.9	136.9	140.6	12.8	10.3	299,010	242,595	291,585	240,437	7,425	2,158
11月	150.9	149.2	137.8	138.8	13.1	10.4	312,957	246,961	291,838	240,182	21,119	6,779
資料 出所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」141号 (琉球労働から通巻215号)

2018年3月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

